

林業・木材産業改善資金

○資金の内容

林業や木材産業の経営改善等を図るために施設や機械の導入等を行う場合に活用できる無利子の資金です。

○貸付対象事業

改善措置の内容具体例	具 体 例
新たな林業部門の経営の開始	新たに素材生産事業やきのこ栽培などを開始するために必要な機械や施設を導入する場合
新たな木材産業部門の経営開始	新たに集成材用ラミナの生産、合板製造、集成材製造、プレカット加工、木材市場業などを開始するために必要な機械や施設を導入する場合(プレカット加工施設の導入等)
林産物の新たな生産方式の導入	生産性の向上、品質の向上等に役立つ林業生産機械や木材加工機械を新たに導入する場合(プロセッサの導入、木質バイオマス利用施設の導入、木材乾燥施設の導入等)
林産物の新たな販売方式の導入	売上高の向上等に役立つ販売用機械や施設を導入する場合(グレーディングマシンの導入、IT機器の導入等)
林業労働に係る安全衛生施設の導入	防振装置付きチェーンソー、防振装置付き携帯用刈払機、自動枝打機等を導入する場合
林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入	休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレ等を付備した施設等を導入する場合

※建物は貸付の対象となりません。

○貸付対象者

林業関係	森林所有者、林業労働従事者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、素材生産業者、素材生産組合、林業経営を行う市町など (会社の場合、資本金の額もしくは出資の総額が1,000 万円以下のものまたは常時使用する従業者の数が300 人以下のものに限られます。)
木材産業関係	木材製造業、木材卸売業または木材市場業を営む者 (資本金の額もしくは出資の総額が1,000 万円以下の会社または常時使用する従業者の数が100 人(木材製造業を営む者にあつては、300 人)以下の会社もしくは個人に限られます。)とその組織する団体(木材協同組合など)

○貸付限度額

区分	林業関係	木材産業関係	備考
個人	1,500万円	1億円	ただし、予算の範囲内での貸付となります。
会社	3,000万円		
団体	5,000万円		

○金利

無利子

○償還（据置）期間

10年以内（うち据置期間3年以内）で事業内容により決定します。

○償還方法

均等年賦支払（償還期間を1年以内とした貸付金は一時払）

○連帯保証人（担保）

連帯保証人または担保が必要です。

○申請期限

	貸付申請書の提出期日	貸付決定期日
第1回	4月30日	6月30日
第2回	6月30日	8月31日
第3回	8月31日	10月31日
第4回	10月31日	12月27日
第5回	12月27日	2月28日
第6回	1月31日	3月31日

○手続き等

借入を検討されている方は、最寄りの森林整備事務所の「林業・木材産業改善資金」担当へご相談ください。

【問い合わせ先】

滋賀県 琵琶湖環境部 びわ湖材流通推進課 団体指導係 TEL 077-528-3922
西部・南部森林整備事務所 TEL 077-527-0655
甲賀森林整備事務所 TEL 0748-63-6117
中部森林整備事務所 TEL 0748-22-7718
湖北森林整備事務所 TEL 0749-65-6617

【注意事項】

- 貸付の決定は、資格の有無などの貸付の適否を判断した後に行います。
- 原則として、事業の着工は、本資金の貸付を受けた後でなければなりません。
- 機械、施設等の購入の際、実際に支払う費用が貸付の対象金額となります。値引き等がある場合は、値引き後の金額が対象となります。
- 償還期間中は、本資金で購入、設置した機械、施設等は無断で処分したり、目的外に使用することはできません。